

第6号様式別表5の2記載の手引

1 この計算書の用途等

この計算書は、法第72条の2第1項第1号イに掲げる法人（外形対象法人）が、付加価値割の課税標準となる付加価値額及び資本割の課税標準となる資本金等の額の計算を行う場合に記載し、第6号様式の申告書に添付してください。

2 各欄の記載のしかた

欄	記 載 の し か た	留 意 事 項
1「法人番号」	法人番号（13桁）を記載します。	
2「収益配分額の計算」 （①から④までの欄）	次に掲げる法人の区分ごとに、それぞれ次に定める金額を記載します。 (1) 法第72条の19の規定の適用を受ける法人（以下「特定内国法人」といいます。）又は事業税を課されない事業とその他の事業とを併せて行う法人（以下「非課税事業を併せて行う法人」といいます。） 第6号様式別表5の2の2の③、④又は⑤の各欄の金額 (2) その他の法人 第6号様式別表5の3の⑫、第6号様式別表5の4の③又は第6号様式別表5の5の③の各欄の金額	
3「単年度損益⑤」	(1) 法第72条の18の規定によりその例によるものとされる政令第20条の2の12の規定による読替え後の法人税法第59条第1項の規定の適用を受けようとする法人にあっては、「第6号様式⑥」とあるのは「(第6号様式⑥－別表10⑨)」と、「別表5⑭」とあるのは「(別表5⑭－別表10⑨)」と読み替えて計算した金額を記載します。 (2) 法人税法第59条第2項（同項第3号に掲げる場合に該当する場合に限ります。）の規定の適用を受けようとする法人にあっては、「第6号様式⑥」とあるのは「(第6号様式⑥－別表10⑨)」と、「別表5⑭」とあるのは「(別表5⑭－別表10⑨)」と読み替えて計算した金額を記載します。 (3) 法人税法第59条第2項（同項第3号に掲げる場合に該当する場合を除きます。）の規定の適用を受けようとする法人にあっては、「第6号様式⑥」とあるのは「(第6号様式⑥－別表11⑫)」と、「別表5⑭」とあるのは「(別表5⑭－別表11⑫)」と読み替えて計算した金額を記載します。 (4) 法人税法第59条第3項の規定の適用を受けようとする法人にあっては、「第6号様式⑥」とあるのは「(第6号様式⑥－別表11⑫)」と、「別表5⑭」とあるのは「(別表5⑭－別表11⑫)」と読み替えて計算した金額を記載します。 (5) 租税特別措置法第59条の2又は第68条の62の2の規定の適用を受ける法人にあっては、法人税の明細書（別表4）の(33)又は法人税の明細書（別表4の2付表）の(41)の欄において損金算入額（減算した金額）がある場合は当該額を加算し、加算した金額（益金算入額）がある場合は当該額を減算した金額を記載します。 (6) 租税特別措置法第66条の5の3第1項又は第68条の89の3第1項の規定の適用を受ける法人にあっては、法人税の明細書（別表17（2の3））の(10)の欄から(23)の欄を控除した金額又は法人税の明細書（別表17の2（3）付表一）の(8)の計の欄から(26)の欄を控除した金額を減算した金額を記載します。 (7) 第6号様式別表5の⑳から㉓までの各欄に記載のある法人にあっては、これらの欄の合計額を減算した金額を記載します。	都道府県内に恒久的施設を有する外国法人にあっては、法人税法第141条第1号イに掲げる国内源泉所得に係る所得の金額又は欠損金額及び同号ロに掲げる国内源泉所得に係る所得の金額又は欠損金額の合算額を記載します。
4「付加価値額⑥」	この欄の金額が零又は負数の場合は、⑦から⑩までの各欄に記載する必要はありません。	
5「収益配分額のうちに報酬給与額の占める割合⑦」	この割合に1未満の端数があるときは、その端数を切り上げた金額を記載します。	
6「④×70/100 ⑧」	(1) ⑦の欄の数値が70%を超える場合に限り記載します。 (2) この金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額を記載します。	
7「雇用安定控除額⑨」	⑦の欄の数値が70%を超える場合に限り記載します。	

8「雇用者給与等支給増加額⑩」	第6号様式別表5の6の2の㉗の欄の金額を記載します。	
9「資本金等の額⑫」	次に掲げる法人の区分ごとに、それぞれ次に定める金額を記載します。 (1) 収入金額課税事業とその他の事業とを併せて行う法人（(2)又は(3)に掲げる法人である場合を含みます。） 第6号様式別表5の2の3の㉘の欄の金額 (2) 課税標準の特例（法附則第9条第1項）の規定の適用を受ける法人 第6号様式別表5の2の3の㉙の欄の金額 (3) 法第72条の21第1項第1号から第3号までの規定又は第2項の規定の適用を受ける法人 第6号様式別表5の2の3の㉚の欄の金額 (4) 課税標準の特例（法附則第9条第2項、第11項、第12項及び第19項）の規定の適用を受ける法人 銀行法第5条第1項に規定する金額 (5) 課税標準の特例（法附則第9条第3項）の規定の適用を受ける法人 10億円 (6) その他の法人 下表「資本金の額及び資本準備金の額の合算額2」の㉛の欄の金額又は下表「法人税の資本金等の額又は連結個別資本金等の額3」の㉜の欄の金額のいずれか大きい方の額	清算中の法人は、資本金等の額がないものとみなされるため、「資本金等の額の計算」の各欄及び「2. 資本金等の額の明細」の各欄に記載する必要はありません（以下同じです。）。
10「当該事業年度の月数⑬」	この月数は、暦に従って計算し、1月に満たないときは1月とし、1月に満たない端数を生じたときは切り捨てて記載します。 また、法第72条の21第3項、第4項又は第5項の規定の適用を受ける法人にあっては、当該規定に基づき計算した月数を記載します。	
11「⑫×⑬/12 ⑭」	この金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額を記載します。	
12「控除額計⑮」	次に掲げる法人が、当該法人の区分ごとに、それぞれ次に定める金額を記載します。 (1) 特定内国法人又は非課税事業を併せて行う法人（(2)に掲げる法人である場合を含みます。） 第6号様式別表5の2の3の⑯の欄の金額 (2) 課税標準の特例（法附則第9条第4項から第7項まで及び地方税法等の一部を改正する等の法律（平成28年法律第13号）附則第5条第11項）の規定の適用を受ける法人 第6号様式別表5の2の3の⑰の欄の金額 (3) 外国法人 第6号様式別表5の2の3の⑱の欄の金額 (4) 法第72条の21第6項（一定の持株会社の資本金等の額の算定）の規定の適用を受ける内国法人で、(1)又は(2)に掲げる法人以外の法人 第6号様式別表5の2の4の⑲の欄の金額	
13「⑯のうち1,000億円以下の金額⑰」、「⑯のうち1,000億円を超え5,000億円以下の金額」×50/100⑱及び「⑯のうち5,000億円を超え1兆円以下の金額」×25/100⑲」	(1) ⑯の欄の金額が1,000億円（その事業年度が1年に満たない場合には、1,000億円に当該事業年度の月数を乗じて12で除して得た金額。以下同じ。）以下であるときは、当該金額を⑰の欄に、⑯の欄の金額が1,000億円を超え5,000億円（その事業年度が1年に満たない場合には、5,000億円に当該事業年度の月数を乗じて12で除して得た金額。以下同じ。）以下であるときは、当該金額を1,000億円以下の金額及び1,000億円を超え5,000億円以下の金額に区分してそれぞれ⑰及び⑱の各欄に、⑯の欄の金額が5,000億円を超えるときは、当該金額を1,000億円以下の金額、1,000億円を超え5,000億円以下の金額及び5,000億円を超え1兆円（その事業年度が1年に満たない場合には、1兆円に当該事業年度の月数を乗じて12で除して得た金額）以下の金額に区分して、それぞれ⑰、⑱及び⑲の各欄に記載します。 (2) これらの金額に1円未満の端数があるときは、それらの端数金額を切り捨てた金額を記載します。	
14「期首現在の金額㉑」の各欄	当該事業年度の前事業年度終了の日現在における金額をそれぞれ記載します。	
15「当期中の減少額㉒」及び「当	当該事業年度中の増加額又は減少額をそれぞれ記載します。	「法人税の資本金等の額

期中の増加額㉓」		又は連結個別資本金等の額 3」の欄は、法人税の明細書（別表 5 (1)）の「Ⅱ 資本金等の額の計算に関する計算書」に記載したところに準じて記載します。
16「期中に金額の増減があった場合の理由等」	「資本金の額又は出資金の額 1」の㉔の欄若しくは㉕の欄、「資本金の額及び資本準備金の額の合算額 2」の㉔の欄若しくは㉕の欄又は「法人税の資本金等の額又は連結個別資本金等の額 3」の㉔の欄若しくは㉕の欄に記載したそれぞれの金額の増加又は減少ごとに理由を記載します。	